

不在者投票事務経費の請求についてのお願い

1 事務経費の請求書等の様式

請求書（委任状）、不在者投票実績報告書により請求してください。

標準様式については、「指定病院等における不在者投票の手引（令和7年4月）」を御確認ください。また、選挙公示前には、山口県選挙管理委員会ホームページにも掲載します。

請求にあたっては、記載例を必ずご確認の上、御記入ください（記載例の注意事項は、外部立会人経費を請求される場合も同様です）。

請求者は、不在者投票管理者（病院長または施設長）となります。

口座名義人が請求者と異なる（運営法人の代表者である理事長等）場合は委任状の記載が必要です。

2 請求金額

不在者投票を行った選挙人1人について **1, 236円**です。

※棄権をした選挙人は含まれません。

※第27回参议院議員通常選挙から、国において、選挙人1人当たり「1,073円」から「1,236円」への単価改定が行われました。

3 請求書提出期限

請求書は選挙期日後、1ヶ月以内に提出してください。

4 請求書送付先

「山口県選挙管理委員会事務局」あて提出してください。

※衆議院議員総選挙及び参议院議員通常選挙における請求先は、県外の選挙人名簿に登録されている選挙人も含めて、山口県となります。

（「指定病院等における不在者投票の手引（令和7年4月）」P15参照）

【郵送の場合】〒753-8501 山口市滝町1番1号（電話 083-933-2320）

※郵便物等の送達過程が記録される簡易書留等の利用をお勧めします。

また、3の提出期限を超過した場合には、お支払いすることができないことがありますので、余裕を持って送付してください。

【メールの場合】 keihi.2025sanin@pref.yamaguchi.lg.jp（参院選に係る不在者投票事務経費等専用）

※送付先アドレスを変更していますので、御注意ください。

※別紙に個人情報が含まれますので、くれぐれも誤送信がないよう、御注意ください。